

神戸市立地域交流センター条例施行規則の制定（案）について  
意見公募手続の結果

1. 意見募集期間 2025年3月28日（金曜）～2025年4月28日（月曜）

2. 意見数 2件

3. 意見の概要と本市の考え方 ※意見内容は趣旨を損なわない程度に要約

番号	意見の概要	神戸市の考え方
1	<p>日曜日を開館するとの方針は高く評価致します。</p> <p>ただ、<u>祝日は閉館することなので、休館日を「祝日の翌日」と変更するとさらに改善されるのでは</u>と考えます（連休は別途決める）。「福祉」が主目的であれば、退職した高齢者が主な利用者と想定されるのですが、「地域交流」を主目的にすると、当然勤労者や児童生徒も利用しやすくなる日にちや時間帯を設定しなければならぬと考えるからです。</p>	<p>本市では、ご指摘のように勤労者や児童生徒など子どもたちも利用しやすいように、平日の夜間21時までを利用可能とするとともに、土曜日と日曜日を利用可能日としたところです。</p> <p>祝日の利用に関する取り扱いについては、令和8年度以降の利用状況や利用者の皆さんからのご意見もいただきながら、引き続き検討してまいります。</p>
2	<p>地域福祉センターの利活用につきまして、条例変更含め大胆な見直しを講じられたことに市民として賛同し大いに共感いたしました。</p> <p>・利用料金の免除に関し、<u>「利用料金の免除は団体だけなのか、例えば社会貢献を志す個人が使う場合は対象とならないのか。」</u></p> <p>個人が講師として認知予防や、命の学習等さまざまな課題に、地域活動を個人事業として実施するケースが増えています。個人にセンターの利用料金の免除があれば社会貢献活動の第一歩目とすそ野が広がると考えるのですがいかがでしょうか。</p>	<p>利用料金の免除の規定については、これまで以上にセンターにおける地域活動を促進していくことを目的に定めています。</p> <p>ご指摘のように個人で社会貢献活動されている方も増えてきており、団体でなければ定めた目的が達成できないということでもありませんので、個人も含めて、その対象となるように条文を改めます。</p>

#### 4. その他変更点

意見はありませんでしたが、第4条第1項について、下記のとおり文言を変更します。

変更前	変更後
(利用料金の免除) 第4条 条例第11条第5項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。  (1) 市その他官公署または公共団体が主催又は共催し、条例第1条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合	(利用料金の免除) 第4条 条例第11条第5項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。  (1) 市その他官公署または <u>公共的団体</u> が主催又は共催し、条例第1条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合

変更理由：地域交流センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として、利活用を促進していくにあたり、公共活動を行う団体について、より幅広い定義で捉えられるよう、「公共的団体」と変更する。